

条例署名原本

令和 7 年 9 月 29 日

一宮市条例第 33 号及び第 34 号を別紙のとおり公布
する。

一宮市長 中 野 正 康

条 例 番 号 一 覧 表

- 条例第33号 一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例
- 条例第34号 一宮市斎場条例の一部を改正する条例

う。)を介護する職員について準用する。
この場合において、前条中「小学校就学の
始期に達するまでの子_____

_____のある職員が、規則で
定めるところにより、当該子を養育」とあり、
第1項中「小学校就学の始期に達する
までの子のある職員(職員の配偶者で当該
子の親であるものが、深夜(午後10時から
翌日の午前5時までの間をいう。以下同
じ。))において常態として当該子を養育す
ることができるものとして規則で定める
者に該当する場合における当該職員を除
く。)が、規則で定めるところにより、当
該子を養育」とあり、及び前項中「小学
校就学の始期に達するまでの子のある職員
が、規則で定めるところにより、当該子を
養育」とあるのは、「要介護者のある職員
が、規則で定めるところにより、当該要介
護者を介護」と、前条中「当該請求をした
職員の業務を処理するための措置を講ず
ることが著しく困難である」とあるのは
「公務の運営に支障がある」と、第1項中
「深夜における」とあるのは「深夜(午後
10時から翌日の午前5時までの間をいう。
)における」とそれぞれ読み替えるものとす
る。

4 略
(介護休暇)

う。)を介護する職員について準用する。
この場合において、前条中「小学校就学の
始期に達するまでの子(民法(明治29年法
律第89号)第817条の2第1項の規定により
職員が当該職員との間における同項に規
定する特別養子縁組の成立について家庭
裁判所に請求した者(当該請求に係る家事
審判事件が裁判所に係属している場合に
限る。))であつて、当該職員が現に監護す
るもの、児童福祉法(昭和22年法律第164
号)第27条第1項第3号の規定により同法第
6条の4第2号に規定する養子縁組里親であ
る職員に委託されている児童その他これ
らに準ずる者として規則で定める者を含
む。以下この条並びに次条第1項及び第2
項において同じ。))のある職員が、規則で
定めるところにより、当該子を養育」とあり、
第1項中「小学校就学の始期に達する
までの子のある職員(職員の配偶者で当該
子の親であるものが、深夜(午後10時から
翌日の午前5時までの間をいう。以下同
じ。))において常態として当該子を養育す
ることができるものとして規則で定める
者に該当する場合における当該職員を除
く。)が、規則で定めるところにより、当
該子を養育」とあり、及び前項中「小学
校就学の始期に達するまでの子のある職員
が、規則で定めるところにより、当該子を
養育」とあるのは、「要介護者のある職員
が、規則で定めるところにより、当該要介
護者を介護」と、前条中「当該請求をした
職員の業務を処理するための措置を講ず
ることが著しく困難である」とあるのは
「公務の運営に支障がある」と、第1項中
「深夜における」とあるのは「深夜(午後
10時から翌日の午前5時までの間をいう。
)における」とそれぞれ読み替えるものとす
る。

4 略
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第17条 略

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第17条 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、一宮市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第20号)第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 一宮市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の

出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、市長の定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じ

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

_____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じ

しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇、同項の介護時間に相当する休暇又は同項の子育て部分休暇に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇、同項の介護時間に相当する休暇又は同項の子育て部分休暇に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。
(第2号部分休業の承認)

第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 第6条の規定は、部分休業について準用する。

年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等に関する経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第1条の規定による改正後の一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
(令和8年3月31日までの間における第2号部分休業に関する経過措置)
- 3 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の一宮市職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

一宮市斎場条例の一部を改正する条例

一宮市斎場条例(昭和41年一宮市条例第27号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>別表(第7条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 市内利用とは次の各号のいずれかに該当する場合に係る利用をいい、市外利用とはそれ以外の場合に係る利用をいう。</p> <p>(1) <u>死亡者が死亡時に本市に住所を有していた場合</u></p> <p>(2) <u>使用者が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(3) <u>死亡者が死亡時に介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居をしていた者であつて、本市の介護保険の被保険者であつた場合</u></p>	<p>別表(第7条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>(1) <u>本市に住所を有している者が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>介護保険法(平成9年法第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居をしている者であつて、本市の介護保険の被保険者であるものが死亡した場合</u></p> <p>(3) <u>死体(犬、猫等の死体を除く。)にあつては、使用者が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(4) <u>死胎にあつては、当該死胎の母又は父が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(5) <u>胞衣及び産汚物にあつては、当該胞衣及び産汚物に係る分べんをした産婦が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(6) <u>人体の一部にあつては、当該人体の一部を失った者が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(7) <u>犬、猫等の死体にあつては、使用者が本市に住所を有している場合</u></p> <p>(8) <u>霊安室又は待合室にあつては、</u></p>

(4) <u>前3号</u> に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 2 略	第1号から第4号までのいずれかに該当する場合 (9) <u>前各号</u> に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 2 略
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分	使用料の額	
	市内利用	市外利用
10歳以上の者	2,000円	50,000円
10歳未満の者	1,000円	25,000円
死胎	500円	12,000円
胞衣及び産汚物(産婦1人につき)	1,000円	5,000円
人体の一部	1,000円	5,000円
犬、猫等の死体(1頭につき)	1,000円	5,000円
汚物(1個につき)	1,000円	5,000円
霊安室(1回24時間)	1,000円	3,000円
待合室(1回2時間)	2,000円	6,000円

改正案

区分	使用料の額	
	市内利用	市外利用
10歳以上の者(1体につき)	3,000円	70,000円
10歳未満の者(1体につき)	1,500円	35,000円
死胎(1体につき)	1,000円	20,000円
胞衣及び産汚物(産婦1人につき)	2,000円	15,000円
人体の一部(1人につき)	2,000円	15,000円
犬、猫等の死体(1体につき)	2,000円	15,000円
霊安室(1回24時間)	1,500円	4,500円
待合室(1回2時間)	3,000円	9,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。